

管理委託契約約款 新旧対照表

旧規程	新規程	変更理由
<p>公益社団法人 日本芸能実演家団体協議会</p> <p style="text-align: center;">公益社団法人日本芸能実演家団体協議会 管理委託契約約款</p> <p style="text-align: right;">平成14年3月1日 届出 (略)</p> <p style="text-align: right;">一部変更 平成29年10月6日 届出 <u>(新規)</u></p> <p>(略)</p> <p>第10条 (レコード実演の管理)</p> <p>委託者は、レコード実演に係る次に定める利用方法で、委任契約において指定したものに 関する管理（使用料（当該利用方法に係る著作権隣接権の制限に伴う補償金を含む。以下、本条 において同じ。）に関する交渉及び利用許諾契約の締結、使用料の收受及び分配その他これに 附帯する業務）を委任し、受託者はこれを引き受けるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(6) IP マルチキャスト送信以外の送信可能化</p> <p>(ア) 放送番組等に録音されたレコード実演を、<u>放送番組等に変更を加えず、前号以 外の方法で送信可能化すること</u>（ただし、受信先の記録装置に複製させない形式に 限る。）</p> <p>(イ) 放送事業者（他人の委託により放送する者を除く。）又は衛星放送プラットフォ ーム事業者（有料衛星放送の役務の提供に関し、放送法に定める有料放送管理事業 者として業務を行う者をいう。）が、<u>自らのホームページにおいて番組のPR・宣 伝</u>を目的としてレコード実演を送信可能化すること（ただし、受信先の記憶装置に 複製させない形式に限る。）</p> <p>(ウ) 地上放送を行う放送事業者が、本条（4）に定めるレコード実演の録音 を補完する目的で、放送番組に録音されたレコード実演を送信可能化すること。</p> <p>(略)</p> <p>第20条 (レコード実演に係る使用料の分配方法 - 放送用録音)</p> <p>第10条（2）から（4）において收受した使用料の分配は、手数料を控除した額から、 クレーム基金 1%を控除した金額（以下、「分配対象額」という。）を、レコードに固定された 実演の内容により、次の各号のジャンルに区分して、実施する。</p>	<p>公益社団法人 日本芸能実演家団体協議会</p> <p style="text-align: center;">公益社団法人日本芸能実演家団体協議会 管理委託契約約款</p> <p style="text-align: right;">平成14年3月1日 届出 (略)</p> <p style="text-align: right;">一部変更 平成29年10月6日 届出 <u>一部変更 令和2年3月24日 届出</u></p> <p>(略)</p> <p>第10条 (レコード実演の管理)</p> <p>委託者は、レコード実演に係る次に定める利用方法で、委任契約において指定したものに 関する管理（使用料（当該利用方法に係る著作権隣接権の制限に伴う補償金を含む。以下、 本条において同じ。）に関する交渉及び利用許諾契約の締結、使用料の收受及び分配その他 これに附帯する業務）を委任し、受託者はこれを引き受けるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(6) IP マルチキャスト送信以外の送信可能化</p> <p>(ア) 放送番組等に録音されたレコード実演を、<u>前号以外の方法で送信可能化する こと</u>（ただし、受信先の記録装置に複製させない形式に限る。）</p> <p>(イ) 放送事業者（他人の委託により放送する者を除く。）又は衛星放送プラットフ ォーム事業者（有料衛星放送の役務の提供に関し、放送法に定める有料放送管理 事業者として業務を行う者をいう。）が、<u>番組のPR・宣伝又はこれに準ずる利 用</u>を目的としてレコード実演を送信可能化すること（ただし、受信先の記憶装置 に複製させない形式に限る。）</p> <p>(ウ) 地上放送を行う放送事業者が、本条（4）に定めるレコード実演の録音 を補完する目的で、放送番組に録音されたレコード実演を送信可能化すること。</p> <p>(略)</p> <p>第20条 (レコード実演に係る使用料の分配方法 - 放送用録音)</p> <p>第10条（2）から（4）において收受した使用料の分配は、手数料を控除した額から、 クレーム基金 1%を控除した金額（以下、「分配対象額」という。）を、レコードに固定され た実演の内容により、次の各号のジャンルに区分して、実施する。</p>	<p>改正履歴を追加した。</p> <p>利用者の要望（番組の一部利用等）に 対応する為、管理範囲を拡大した。</p> <p>利用者の要望（外部サイトにおける放 送番組の派生コンテンツを用いた宣伝 等）に対応する為、管理範囲を拡大し た。</p>

管理委託契約約款 新旧対照表

<p>(1) ポピュラー／フィーチャード・アーティスト 73.875% 作品において中心的に氏名表示された実演家</p> <p>(2) ポピュラー／ノンフィーチャード・アーティスト 24.625% 作品に参加した(1)号以外の実演家</p> <p>(3) クラシック 1.0% 楽曲に参加した実演家</p> <p>(4) その他 0.5% (1)～(3)号以外の邦楽・民謡・演芸等の作品に参加した実演家</p> <p>2 前項(1)号の実演に係る分配は、下記のとおり実施する。 当該徴収期間分として、著作権法第95条に規定される二次使用料を「商業用レコード二次使用料分配規程」のポピュラー／フィーチャード・アーティスト区分において受領した委託者に対し、その使用料受領金額の比率を用いて分配額を算出し、分配する。</p> <p><u>3 第1項(2)号の実演に係る分配は、下記のとおり実施する。</u></p> <p><u>(1) 分配対象額の50%：当該年度を含む過去3年間に、商業用レコードの録音に参加した委託者に対しその参加曲数で分配する。</u></p> <p><u>(2) 分配対象額の35%：当該年度を含む過去5年間に、著作権法第95条の3第3項及び第5項に規定される報酬及び使用料を「商業用レコードの貸与に係る報酬等分配規程」のノンフィーチャード・アーティスト区分において受領した委託者に対し、その報酬及び使用料の受領金額の比率を用いて分配額を算出し、分配する。</u></p> <p><u>(3) 分配対象額の15%：上記(1)及び(2)の委託者に対し、均等に分配する。</u></p> <p><u>4 第1項(3)号の実演に係る分配は、隣接権センターが実施するクラシック専門番組の実態調査データに基づき、分配する。</u></p> <p><u>5 第1項(4)号の実演に係る分配は、当該権利者が所属するそれぞれの団体において保有しているデータに基づき、分配する。</u></p> <p><u>6 受託者は、分配対象額を次のとおり委託者に分配する。ただし、第1項(3)号の実演に係る分配(クラシック分)は、以下の分配時期の翌年3月に分配する。</u> <u>毎年 3月 前々年4月から前年3月までの間に収受した使用料</u></p> <p>(略)</p> <p>附則 <u>(新規)</u></p>	<p>(1) ポピュラー／フィーチャード・アーティスト 73.875% 作品において中心的に氏名表示された実演家</p> <p>(2) ポピュラー／ノンフィーチャード・アーティスト 24.625% 作品に参加した(1)号以外の実演家</p> <p>(3) クラシック 1.0% 楽曲に参加した実演家</p> <p>(4) その他 0.5% (1)～(3)号以外の邦楽・民謡・演芸等の作品に参加した実演家</p> <p>2 前項(1)号の実演に係る分配は、下記のとおり実施する。 当該徴収期間分として、著作権法第95条に規定される二次使用料を「商業用レコード二次使用料分配規程」のポピュラー／フィーチャード・アーティスト区分において受領した委託者に対し、その使用料受領金額の比率を用いて分配額を算出し、分配する。</p> <p><u>3 第1項(2)～(4)号の実演に係る分配は、第14条記載の規程の定めるところに準じて行う。</u></p> <p>(略)</p> <p>附則 <u>(実施の日)</u></p> <p><u>1. 第10条(6)は令和2年3月24日から実施する。</u></p> <p><u>2. 第20条第3項及び第4項は平成30年度徴収分から実施する。</u></p>	<p>商業用レコード二次使用料のノンフィーチャード・アーティストの分配方法の変更に伴い、第20条第1項(2)～(4)号の実演に係る分配方法は、商業用レコード二次使用料に準じている為、表記を変更した。</p> <p>※参考：約款第14条 受託者が行う商業用レコード二次使用料(第6条)の徴収分配は、下記規程の定めるところによる。 「商業用レコード二次使用料関係業務規程」 「商業用レコード二次使用料分配規程」 「商業用レコード二次使用料分配規程細則」 「商業用レコード二次使用料クレーム基金細則」</p> <p>放送用録音の分配時期も商業用レコード二次使用料に準じている為、表記を変更した。</p> <p>実施期日を追加した。</p>
--	--	--